

エネルギー基本計画見直しについての意見

意見提出者名	社団法人電気通信事業者協会
住所	〒105-0003 東京都港区西新橋 1-1-3 東京桜田ビル 4F
電話番号	(03) 3502-0991
FAX 番号	(03) 3502-0992
意見の公開 の可否	可 否

意見内容

「Ⅲ-1. 資源確保・安定供給強化への総合的戦略 (1)エネルギーの安定供給源確保 <実現に向けた基本戦略> ④海洋エネルギー・鉱物資源開発の強化、及びレアメタル・リサイクルや代替材料開発の推進」について

本基本方針(案)19ページの「携帯電話や小型家電をはじめとしたレアメタルを高濃度に含む製品等のリサイクルを推進するために、資源有効利用促進法の活用等を含めた、回収システムの構築に必要な制度的措置の検討や技術開発の支援など、総合的な対策を講じるとともに、レアメタル代替材料開発プロジェクトを実施。」との記述に関し、携帯電話・PHS(以下「携帯電話」)事業者の立場から意見を申し上げます。

<意見内容>

基本方針(案)では、携帯電話と小型家電など他の製品等を必ずしも区別せず同列の扱いで記述しているが、携帯電話は、回収システムの構築状況及び製品の特性などの面において他の製品等と異なっており、具体的なリサイクル推進の検討を行う際は、これら製品をすべて同列に考えるのではなく、個々の製品毎の違いを踏まえた検討が必要であると考えます。

携帯電話は、以下の諸点において他の製品と違いがある。

(1)回収システムの構築状況

携帯電話に関しては、電気通信事業者協会(TCA)と情報通信ネットワーク産業協会(CIAJ)が共同で構築し2001年4月から運用している「MRN(モバイル・リサイクル・ネットワーク)」という民間事業者による自主的な回収・リサイクルのシステムが既に存在し、2001年度から2008年度までの8年間で累計約7,140万台(本体)の回収実績がある。

また、近年、携帯電話端末の多機能化・高機能化に伴い回収台数の減少が指摘されているが、2008年度においては、端末出荷台数が対前年度比30.6%減少するという市場環境の中、回収台数の減少率は4.2%に留めており、2009年度においても、端末出荷台数が継続して減少している中、回収促進施策の展開に努め、回数台数は対前年度比10%以上増加する見通しである。

このように、MRNは携帯電話の自主的な回収システムとして定着し、実績・成果を上げ、消費者からも一定の評価を得ている。

(2)製品の特性

①個人情報の含有

携帯電話端末は、電話帳やメール履歴等様々な個人情報を含有しており、回収・リサイクルに当たっては、個人情報の漏えい事故が起こらないよう、適正な個人情報処理を行うことが不可欠である。

②多機能化・高機能化

携帯電話は、単なる音声通信のツールに留まらず、電子メールやインターネ

ット、カメラ、音楽プレイヤー、時計等様々な機能を備えた日常生活に欠かせない複合的なパーソナルツールになっており、使用済みとなった端末についても、通信以外の様々な機能の利用やICカード差し替えにより予備機としての利用などが可能である。

①②に伴い、携帯電話の回収を考える上では、他の製品等とは異なる以下の2点についての留意が必要である。

(A)使用済みとなっても保有し続けたい利用者も多いこと

- ・携帯電話端末が有する通信以外の様々な機能を利用したい
- ・端末内に保存されたメール、写真等の情報、ダウンロードした音楽、ゲーム等の情報を端末買い換え後も保存しておきたい
- ・端末に愛着を持ち思い出・コレクションの品として保有し続けたい
- ・ICカードを差し替えることにより古い端末でも利用可能であるため予備機として保有しておきたい
- ・個人情報漏えいが心配であるため手放したくない

など、様々な理由で端末を保有し続けたい利用者が相当数存在する。

(B)回収拠点は一定の負担を伴うこと

回収拠点では、適正な個人情報管理を行うため破砕機等必要物品の配備が必要であるほか、お客様対応時における回収・リサイクルの説明、端末内のデータの消去、端末内データの新端末への移行や媒体への保存、破砕機による端末の破砕、厳重な保管・管理や運送等、稼働面・設備面等において様々な負担を伴う。

携帯電話の回収・リサイクル推進に関しては、(1)(2)で述べたような状況を踏まえた、真に効果的な対策の検討が必要であると考えます。

「基本方針(案)」に「資源有効利用促進法の活用等を含めた、回収システムの構築に必要な制度的措置の検討」との記述があるが、携帯電話に関しては、上述のとおり、既にMRNという自主的回収システムが構築され一定の成果を上げていることに十分配慮して頂きたい。

まず、MRNのような民間主導の自主的な活動は、法令による規制や義務化には馴染まないと考える。地球環境保全に貢献し資源の有効利用に資するため長年に亘り活動を継続・推進してきた民間事業者の努力と精神を尊重し、事業者のモチベーションにも最大限の配慮を払って頂くことを期待する。

また、携帯電話の回収は、必ずしもMRNの活動がすべてではないことも指摘したい。先に述べた携帯電話の特性も踏まえつつ、MRNを補完する取り組みを促進することも必要である。具体的には、昨年度の経済産業省による「携帯電話の回収促進実証事業(たんすケータイあつめたい\(^o^)/)」で一部量販店等においても回収・リサイクルのスキームが構築されたことから、量販店等の継続的な回収の実施と成果の把握を期待したい。また、現状では遺失物やゴミとして警察や地方自治体で処理さ

れている携帯電話端末の回収・リサイクルのスキームの構築等を行うことで、更なる回収促進が図れるものとする。更に、昨年6月から7月に環境省、総務省、経済産業省など国が関与した回収キャンペーン活動が成果を上げたことから、国の関与による影響力や効果は大きく、今後も国が様々な形で積極的に関与して頂くことを期待したい。このように、携帯電話事業者と端末製造メーカーを中心とするMRNという既存のシステムをベースに、それを補完する様々な取り組みを、法令等の規制によることなく進めることで、回収促進は十分図れるものとする。回収促進のために法令等の規制により数値目標の設定や回収拠点の拡大等を行うことに関しては、上述した携帯電話の特性等も勘案した慎重な検討が必要であるとする。

一方で、現状では、回収された携帯電話から抽出されているのは金銀銅などの貴金属やパラジウムなど一部のレアメタルに限られており、多くのレアメタルは廃棄されている実態があるのも事実である。回収促進と並行し、むしろ回収促進に先立ち、レアメタル抽出に関する技術的・経済的な課題を克服すべく、経済的かつ効率的なレアメタル開発技術を国策として促進することが重要とする。また、抽出技術開発の進展の見通しも踏まえつつ、回収した端末を適正に備蓄し今後のレアメタル抽出に結びつけるための方策についても早期に検討することが望まれる。

携帯電話はレアメタルを語る上で象徴的な存在として取り上げられることが多い。携帯電話の普及率等からすれば、それは仕方ないとするが、レアメタルを含有する製品は携帯電話以外にも多数存在し、携帯電話のように自主的回収システムが確立されたものばかりではなく回収システムが未確立の製品が多いことも事実ではなかろうか。国のレアメタル対策を検討・実施していくに当たっては、回収システムの確立状況その他、各々の製品毎の取り組み状況を公平かつ適正に検証・評価した上で、個々の製品に係る対策の期待効果の算定や優先順位付け等を行い、全体的な見地からマイルストーンを定め、取り組みを行っていくことが必要であるとする。

以上